

市民文化局会計年度任用職員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱（31川総人第1145号）第22条の規定に基づき、同要綱その他別に定めるもののほか、市民文化局が所管する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容、勤務時間等)

第2条 会計年度任用職員の業務内容、定数、勤務場所、勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。

(給料又は基本報酬の額)

第3条 月額で支給する会計年度任用職員（次項に定める会計年度任用職員を除く。）の給料又は基本報酬の額は、別表第2に定める相当する表級号の範囲内において、本市職員としての経験月数（採用の日前3年間の範囲内に限る。）を考慮して決定した準用する表級号に定める額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を38.75時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

2 月額又は日額で支給する会計年度任用職員のうち別表第3に定める会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、同表に定めるとおりとする。

(半日単位の年次休暇)

第4条 半日単位の年次休暇は、正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。ただし、次に掲げる会計年度任用職員については、休憩時間の開始時刻で区分するものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援会計年度任用職員
- (2) 戸籍振り仮名センター会計年度任用職員
- (3) マイナンバーカード関連業務会計年度任用職員
- (4) 外国人市民施策専門調査員

- (5) 外国人相談支援会計年度任用職員
- (6) 人権相談専門調査員
- (7) 男女共同参画政策専門調査員
- (8) 平和館会計年度任用職員
- (9) 平和館専門調査員
- (10) 市民文化振興室共催・後援等業務会計年度任用職員
- (11) 岡本太郎美術館普及企画業務会計年度任用職員
- (12) 岡本太郎美術館学芸業務会計年度任用職員
- (13) 市民ミュージアム調整業務会計年度任用職員

2 半日単位の年次休暇は、2回をもって1日の年次休暇とする。ただし、次に掲げる会計年度任用職員については、業務開始時刻から勤務時間の半分となる時刻で区分するものとする。

- (1) 地域の安全対策会計年度任用職員
- (2) 人権相談専門調査員
- (3) 岡本太郎美術館館長
(委任)

第5条 川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱及びこの要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年6月18日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 マイナンバーカード関連業務会計年度任用職員のうち、令和7年4月1日から継続して勤務している会計年度任用職員については、令和7年9月30日までの間、改正前の別表1中「マイナンバーカード関連業務会計年度任用職員」欄に記載の勤務条件により引き続き任用するものとする。

職名	業務内容	定数	所管課	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間 (休憩時間)	勤務日	週休日
マイナンバーカード関連業務会計年度任用職員	(1)マイナンバーカードの出張申請に関すること。 (2)マイナンバーカード交付前設定に関すること。 (3)マイナンバーカード交付通知書等発送に関すること。 (4)その他所属長から命じられたこと。	8	戸籍住民サービス課	戸籍住民サービス課	29時間	9:00~17:15 (休憩 勤務時間の途中において1時間)	月曜日から金曜日までのうち週4日	日曜日及び土曜日

別表第1（第2条関係）

職名	業務内容	定数	所管課	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間 (休憩時間)	勤務日	週休日
川崎市公共施設利用予約システム会計年度任用職員	(1)川崎市公共施設利用予約システム運用・管理業務に関すること。 (2)課の庶務業務に関すること。 (3)その他所属長から命じられたこと。	1	企画課	企画課	28時間 45分	9:30~16:15 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週5日	日曜日及び土曜日
犯罪被害者等支援会計年度任用職員	(1)犯罪被害者等相談に関すること。 (2)犯罪被害者等に対する支援内容に関すること。 (3)その他所属長から命じられたこと。	2	地域安全推進課	地域安全推進課	(1)29時間 (2)28時間 45分	(1)9:00~17:15 (休憩 12:00~13:00) (2)9:00~15:45 (休憩 12:00~13:00)又は 10:30~17:15 (休憩 13:15~14:15)	(1)月曜日 から金曜日 までのうち週4 日 (2)月曜日 から金曜日 までのうち週5 日	日曜日及び土曜日
地域の安全対策会計年度任用職員	(1)防犯意識の高揚を図るための広報及び啓発に関すること。 (2)家庭防犯促進のための注意及び指導(防犯診断)に関すること。 (3)防犯パトロール活動に関すること。 (4)犯罪被害者等からの相談に関すること。 (5)客引き行為等の防止に関する広報及び啓発に関すること。 (6)客引き行為者等への注意及び指導、勧告、命令に関すること。 (7)客引き行為等の	21	地域安全推進課	地域安全推進課	28時間 45分	6:30~23:00の間で5時間 45分を超えない範囲内で 定める時間 (休憩 勤務時間の途中に おいて1時間)	1週間のうち5日	1週間のうち2日

	<p>防止に係る統計処理に関すること。</p> <p>(8)路上喫煙の防止に関する広報及び啓発に関すること。</p> <p>(9)路上喫煙者への注意及び指導に関すること。</p> <p>(10)路上喫煙の防止に係る統計処理に関すること。</p> <p>(11)川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（平成7年川崎市条例第11号）に係る広報及び啓発に関すること。</p> <p>(12)放置自転車対策の業務補助に関すること。</p> <p>(13)過料の徴収に関すること。</p> <p>(14)その他所属長から命じられたこと。</p>							
交通事故相談員	<p>相談員は、市民文化局市民生活部地域安全推進課長の指揮監督の下に、次の交通事故相談業務を行うものとする。</p> <p>(1)被害者等に対し、賠償問題、更正問題その他各般の問題について総合的な相談及び指導助言に関すること。</p> <p>(2)被害者等の状況に応じ、各種援護機関へのあっせんに関すること。</p> <p>(3)その他相談業務を行う上で必要と認められる事項</p>	1	地域安全推進課	高津区役所	27時間30分	9:30~16:00 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週5日	日曜日及び土曜日

住民実態調査 会計年度任用 職員	(1)住民実態調査に関 すること。 (2)その他所属長から 命じられたこと。	4	戸籍住民 サービス 課	戸籍住民 サービス 課	29時間	8:45~17:00 (休憩 12:00~13:00)	月曜日、 火曜日、 木曜日及 び金曜日	水曜日、 日曜日及 び土曜日
戸籍振り仮名 センター会計 年度任用職員	(1)戸籍振り仮名の届 出に係る決裁入力に 関すること。 (2)戸籍振り仮名の届 書の内容・不備確認 に関すること。 (3)戸籍振り仮名の届 書の書類整理に関す ること。 (4)その他所属長か ら命じられたこと。	8	戸籍住民 サービス 課	戸籍住民 サービス 課	29時間	9:00~17:15 (休憩 勤務時間の途中に おいて1時間)	月曜日か ら金曜日 までのう ち週4日	日曜日及 び土曜日
マイナンバー カード関連業 務会計年度任 用職員	(1)マイナンバーカー ドの出張申請に関す ること。 (2)マイナンバーカー ド交付前設定に関 すること。 (3)マイナンバーカー ド交付通知書等発 送に関すること。 (4)その他所属長か ら命じられたこと。	3 4	戸籍住民 サービス 課	各マイナ ンバーカ ードセン ター(川 崎、小 杉、溝 口、宮前 平、新百 合ヶ丘)	29時間	火・水曜日 11:40~19:55 (休憩 勤務時間の途中に おいて1時間) 木・金・土・日曜日 9:00~17:15 (休憩 勤務時間の途中に おいて1時間)	火曜日か ら日曜日 までのう ち週4日	月曜日及 び勤務が 割り振ら れない日
外国人市民施 策専門調査員	(1)外国人市民代表 者会議の調査審議資 料の作成に関するこ と。 (2)外国人市民代表 者会議の運営補助に 関すること。 (3)外国人市民施策 に関する調査及び資 料作成に関するこ と。 (4)その他所属長か ら命じられたこと。	1	多文化共 生推進課	多文化共 生推進課	20時間 15分	8:30~22:00の間で6時間 45分を超えない範囲内で 定める時間 (休憩 勤務時間の途中に おいて1時間)	月曜日か ら日曜日 までのう ち週3日	勤務が割 り振られ ない日
外国人相談支 援会計年度任 用職員	(1)外国人市民の生 活相談に関するこ と。 (2)外国人市民への 情報提供・情報発信 に関すること。	9	多文化共 生推進課	多文化共 生推進課	(1)27時 間30分 (2)14時 間00分	(1)8:30~15:00 (休憩 11:30~12:30) 又 は 10:45~17:15 (休憩 13:30~14:30) (2) 8:30~16:30 (休憩 12:00~13:00) 又	(1)月曜日 から金曜 日までの うち週5 日 (2)月曜日	(1)日曜 日及び土 曜日 (2)日曜

	(3)行政窓口等における通訳・翻訳に関すること。 (4)外国人市民を地域・コミュニティにつなぐこと。 (5)その他所属長から命じられたこと。					は9:15~17:15 (休憩12:30~13:30)	から金曜日までのうち週2日	日、土曜日及び勤務が割り振られない日
地域日本語教育総括コーディネーター	(1)関係機関との連絡・調整に関すること。 (2)総合調整会議の企画・運営に関すること。 (3)地域日本語教育の総合的な体制づくりに関すること。 (4)その他所属長から命じられたこと。	1	多文化共生推進課	多文化共生推進課	21 時間	9:00~17:00 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週3日	日曜日及び土曜日
地域日本語教育コーディネーター	(1)日本語学習支援者への指導・助言に関すること。 (2)総合調整会議の企画・運営に関すること。 (3)多様な機関との連携・協力に関すること。 (4)その他所属長から命じられたこと。	2	多文化共生推進課	多文化共生推進課	21 時間	9:00~17:00 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週3日	日曜日及び土曜日
人権・男女共同参画室会計年度任用職員	(1)人権・男女共同参画施策に係る事務の処理に関すること。 (2)その他所属長から命じられたこと。	1	人権・男女共同参画室	人権・男女共同参画室	28 時間 45 分	8:30~17:15 の間で5時間45分を超えない範囲内で定める時間 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週5日	日曜日及び土曜日
人権相談専門調査員	(1)「人権侵害による被害に係る支援」関連施策に関すること。 (2)「情報の収集及び調査研究」関連施策に関すること。 (3)「本邦外出身者に対する不当な差別	2	人権・男女共同参画室	人権・男女共同参画室	29 時間 以内で定める時間 (1) 1 週 4 日 29 時間 (2) 1 週 5 日 28 時間 45	(1)8:30~17:15 の間で7時間 15 分を超えない範囲内で定める時間 (休憩勤務時間の途中において 1 時間) (2)8:30~17:15 の間で5時間 45 分を超えない範囲内で定める時間 (休憩勤務時間の途中において	(1)月曜日 から金曜日までのうち週4日 (2)月曜日 から金曜日までの	(1)日曜日、土曜日及び勤務が割り振られない日 (2)日曜日及び土曜日

	的言動の禁止」関連施策に関すること。 (4)「インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表」関連施策に関すること。				分 1時間)		うち週5日	
男女共同参画 会計年度任用 職員	(1)男女共同参画に係る事務の処理に関すること。 (2)その他所属長から命じられたこと。	1	人権・男女共同参画室	人権・男女共同参画室	28時間 45分	8:30~17:15の間で5時間 45分を超えない範囲内で定める時間 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日 までのうち週5日	日曜日及び土曜日
男女共同参画 政策専門調査員	(1)男女共同参画政策に係る国、自治体、研究機関等の情報の調査及び分析に関すること。 (2)男女共同参画の状況の調査に関すること。 (3)調査・研究に係る男女共同参画センターとの連携に関すること。 (4)男女平等推進行動計画に関すること。 (5)年次報告書に関すること。 (6)女性活躍推進に関する認証制度に関すること。 (7)男女平等に関する普及啓発及び研修に関すること。 (8)その他所属長から命じられたこと。	1	人権・男女共同参画室	人権・男女共同参画室	26時間	7:30~21:00の間で7時間 45分を超えない範囲内で定める時間 (休憩 勤務時間の途中において1時間)	月曜日から金曜日 までのうち週4日	日曜日、土曜日及び勤務が割り振られない日
平和館会計年 度任用職員	平和館の管理運営及び平和推進事業に関すること。	2	平和館	平和館	28時間 45分	8:30~21:30の間で7時間 45分を超えない範囲内で定める時間 (休憩 勤務時間の途中において1時間)	火曜日から日曜日 までのうち週5日	月曜日及び勤務が割り振られない日
平和館専門調 査員	平和事業に係る調査に関すること。	1	平和館	平和館	28時間 45分	8:30~21:30の間で7時間 45分を超えない範囲内で定める時間	火曜日から土曜日 までの週	月曜日及び日曜日

						(休憩 勤務時間の途中 において1時間)	5日	
ホームタウン スポーツ事業 会計年度任用 職員	(1)各種競技団体と の連絡調整及び組織 強化に関すること。 (2)学校・企業等各 種団体との連絡調整 に関すること。 (3)指導者の養成と 確保に関すること。 (4)指導者派遣事業 に関すること。 (5)その他スポーツ 振興に関するこ と。	1	市民スポ ーツ室	市民スポ ーツ室	29時間	9:00~17:15 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日 までのうち週4日	日曜日、 土曜日及 び勤務が 割り振ら れない日
生涯スポーツ 専門会計年度 任用職員	(1)スポーツ推進審 議会及びスポーツ推 進計画等に関するこ と。 (2)スポーツを通じ た国際交流に関する こと。 (3)総合型地域スポ ーツクラブ育成連絡 協議会に関するこ と。 (4)学校体育その他 スポーツ振興に関 すること。	1	市民スポ ーツ室	市民スポ ーツ室	29時間	9:00~17:15 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日 までのうち週4日	日曜日、 土曜日及 び勤務が 割り振ら れない日
競技スポーツ 専門会計年度 任用職員	(1)競技力の向上に 関すること。 (2)各種スポーツ関 係団体との連携及び 各種調査研究に関す ること。 <u>削除</u> (3)その他スポーツ 振興に関すること。	1	市民スポ ーツ室	市民スポ ーツ室	29時間	9:00~17:15 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日 までのうち週4日	日曜日、 土曜日及 び勤務が 割り振ら れない日
市民文化振興 室共催・後援 等業務会計年 度任用職員	(1)当室宛てに申請 があった後援及び共 催等に関する事務処 理に関すること。 (2)市長賞に関する 事務処理に関するこ と。	1	市民文化 振興室	市民文化 振興室	28時間 45分	8:30~17:15 の間で5時間 45分を超えない範囲内で 定める時間 (休憩 勤務時間の途中に おいて1時間)	月曜日から金曜日 までのうち週5日	日曜日及 び土曜日

	(3)文化団体等に関する諸手続に関すること。 (4)その他所属長から命じられたこと。							
市民文化振興室会計年度任用職員	(1)室の庶務事務 (2)室の経理事務 (3)文化芸術振興事業の企画運営に関する業務補助 (4)その他所属長から命じられたこと。	1	市民文化振興室	市民文化振興室	28時間 45分	9:30~16:15 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週5日	日曜日及び土曜日
岡本太郎美術館館長	岡本太郎美術館の館長業務に関すること。	1	岡本太郎美術館	岡本太郎美術館	21時間 45分	8:45~20:00の間で7時間15分を超えない範囲で定める時間 (休憩 勤務時間の途中において1時間)	月曜日から日曜日までのうち週3日	勤務が割り振られない日
岡本太郎美術館普及企画業務会計年度任用職員	(1)岡本太郎美術館の教育普及業務に関すること。 (2)岡本太郎美術館の企画業務に関すること。 (3)岡本太郎美術館の広報・啓発業務に関すること。 (4)その他岡本太郎美術館の運営に必要な業務に関すること。	2	岡本太郎美術館	岡本太郎美術館	29時間	8:50~19:05の間で7時間15分を超えない範囲内で定める時間 (休憩 12:15~13:15)	月曜日から日曜日までのうち週4日	勤務が割り振られない日
岡本太郎美術館学芸業務会計年度任用職員	(1)岡本太郎美術館の学芸業務に関すること。 (2)その他岡本太郎美術館の運営に必要な業務に関すること。	1	岡本太郎美術館	岡本太郎美術館	29時間	8:50~19:05の間で7時間15分を超えない範囲内で定める時間 (休憩 12:15~13:15)	月曜日から日曜日までのうち週4日	勤務が割り振られない日
市民ミュージアム調整業務会計年度任用職員	(1)市民ミュージアム施設管理等業務 (2)博物館・美術館(展覧会、教育普及等)に関する業務 (3)特別利用(収蔵品の熟覧、模写等)に関する業務	1	市民ミュージアム	市民ミュージアム	28時間 45分	8:30~17:15の間で5時間45分を超えない範囲内で定める時間 (休憩 勤務時間の途中において1時間)	月曜日から金曜日までのうち週5日	日曜日及び土曜日

	(4)資料収集に関する業務 (5)その他所属長から命じられたこと。						
--	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--

備考 勤務日が休日に該当した場合に特に勤務することを命ずる職については、別表1の附表に定めるところによる。

別表第1の附表

休日に特に勤務することを命ずる職

職名	特に勤務することを命ずる休日
地域の安全対策会計年度任用職員	勤務日が休日に該当した場合の当該休日(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。)
平和館会計年度任用職員	勤務日が休日に該当した場合の当該休日(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。)
平和館専門調査員	勤務日が休日に該当した場合の当該休日(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。)
岡本太郎美術館館長	勤務日が休日に該当した場合の当該休日(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。)
岡本太郎美術館普及企画業務会計年度任用職員	勤務日が休日に該当した場合の当該休日(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。)
岡本太郎美術館学芸業務会計年度任用職員	勤務日が休日に該当した場合の当該休日(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。)

別表第2(第3条関係)

会計年度任用職員(月額)の相当する表級号の範囲

職名	ランク	相当する表級号の範囲
川崎市公共施設利用予約システム会計年度任用職員	E	行政職給料表(1)1級24号給~29号給
犯罪被害者支援会計年度任用職員	C	行政職給料表(1)2級25号給~30号給
地域の安全対策会計年度任用職員	A	行政職給料表(1)2級56号給~61号給
交通事故相談員	E	行政職給料表(1)1級24号給~29号給
住民実態調査会計年度任用職員	E	行政職給料表(1)1級24号給~29号給
戸籍振り仮名センター会計年度任用職員	E	行政職給料表(1)1級24号給~29号給

マイナンバーカード関連 業務会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
外国人市民施策専門調査 員	非該当	行政職給料表（1）2級83号給～88号給
外国人相談支援会計年度 任用職員	D	行政職給料表（1）1級30号給～35号給
地域日本語教育総括コー ディネーター	非該当	行政職給料表（1）2級56号給～61号給
地域日本語教育コーディ ネーター	D	行政職給料表（1）1級30号給～35号給
人権・男女共同参画室会 計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
人権相談専門調査員	非該当	行政職給料表（1）2級65号給～70号給
男女共同参画会計年度任 用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
男女共同参画政策専門調 査員	非該当	行政職給料表（1）2級56号給～61号給
平和館会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
平和館専門調査員	非該当	行政職給料表（1）2級66号給～71号給
ホームタウンスポーツ事 業会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
生涯スポーツ専門会計年 度任用職員	D	行政職給料表（1）1級30号給～35号給
競技スポーツ専門会計年 度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
市民文化振興室共催・後 援等業務会計年度任用職 員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
市民文化振興室会計年度 任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
岡本太郎美術館普及企画 業務会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
岡本太郎美術館学芸業務 会計年度任用職員	D	行政職給料表（1）1級30号給～35号給
市民ミュージアム調整業 務会計年度任用職員	D	行政職給料表（1）1級30号給～35号給

別表第3（第3条関係）

会計年度任用職員（月額又は日額）の給料又は基本報酬の額

職名	支給単位	給料又は基本報酬の額	地域手当又はこれに相当する報酬を加えた額
岡本太郎美術館館長	月額	380,848 円	441,783 円